

令和8年 8月号(第254号)

小松公民館だより

西条市小松公民館 〒799-1101 西条市小松町新屋敷甲 3008 番地
TEL・FAX: (0898)72-2631 E-mail: komatsu-k@saijo-city.jp

こまつ8月

小松小学校校区の人口 男 2,509 +2
(前月比) 女 2,801 -9
合計 5,310 -7
【令和8年6月末現在】 世帯数 2,616 -6

～小さな緑の世界が～

【趣味の講座】 たくさん誕生しました～

『苔玉づくり』教室を開催！

6月23日、小松山草会の皆さんを講師に迎え、『苔玉づくり』教室を開催しました。

多くの方にご参加いただき、和やかな雰囲気の中で楽しい時間を過ごされていました。

作業を進めるうちに次第にコツをつかみ、一つひとつ異なる表情の個性あふれる作品を完成させて、それぞれの魅力を楽しむことができました。



～みんなで協力！公民館活動～

6/18：小松文化祭の実施内容についての話し合い

7/16：公民館協力委員会を実施

＜11/21・22 小松文化祭 2026 開催します！＞

7/4に開催！小松子ども教室

《ワクワク！図書館たんけん》

くじを引き、そのお題の本を探して読書や紙芝居を楽しみました😊手品の時間では「どうなってるの？」と手元を見に行き、どこにタネをかくしているのか一生懸命に探していました！



《ディスコン》

みんなで楽しく挑戦し、「難しかったけど楽しかった！」「前よりうまくなった！」「また試合がしたい！」「初めてだけど楽しかった！」などの感想で、笑顔いっぱいの時間をすごしました😊



小松リメイク

サークル会員募集！

洋裁やリメイクを楽しみながら、一緒に作品づくりをしませんか？

毎週金曜日 問合せ先：小松公民館
Tel 0898-72-2631

小松わいわいカフェ『高齢者集いの場』

高齢者が気軽に立ち寄り話ができる集いの場で、工作や軽スポーツなどのレクリエーションをしています。見学だけでも大丈夫です。

～遊びに来てみませんか？～

日時：8月18日(火)9:30～11:30
場所：小松公民館 大会議室
対象者：65歳以上の方、ご家族の方 等
内容：季節の工作、カレンダー塗り絵等
問合せ：西条市地域包括支援センター
西条西部・小松(担当：藤原)
Tel: 0898-52-8221

持参物：水分・老眼鏡・筆記用具等

● 7月14日(火)に小松わいわいカフェ内で
済生会西条病院の理学療法士さんをお迎えし
《健康講座》～転倒予防(体操)～を開催しました！



健康マージャン 7月7日に第2弾開催しました！



初心者から経験者まで気軽に参加していただき、和やかな雰囲気の中で、交流を深めながらプレイされていました😊

つばきカフェ

日時：8月19日(水)10:00～11:30
場所：小松公民館 研修室
内容：西条西消防署による『予防救急講話』
カフェをしながらの団らん・介護相談など、認知症の方、そのご家族、認知症について知りたい方、地域のどなたでもご参加いただけます。
ケアマネージャー、社会福祉士、保健師など、専門職が相談に応じます。

問合せ：西条市地域包括支援センター西条西部・小松
担当：藤原 Tel: 0898-52-8221
♪お茶を飲みながら、気軽におしゃべりしませんか♪

ロビー展：書道

行事予定 8月

1	土	休館日
2	日	休館日
3	月	
4	火	
5	水	小松地域未来塾(中学校) 9:00～
6	木	
7	金	
8	土	休館日
9	日	休館日
10	月	
11	火	休館日・山の日
12	水	
13	木	
14	金	
15	土	休館日
16	日	休館日
17	月	
18	火	小松わいわいカフェ 9:30～
19	水	つばきカフェ 10:00～
20	木	
21	金	行政相談 13:00～
22	土	休館日・小松町ふるさと祭り 17:30～
23	日	休館日
24	月	
25	火	
26	水	小松子ども教室「図画」 9:30～
27	木	
28	金	
29	土	休館日
30	日	休館日
31	月	

☆出演者募集☆

「音楽のチカラで小松を元気に！」
小松公民館コンサート



※詳しくは
＜応募はこちらから！＞

小松公民館では1階ロビーまたは2階ホールでの定期的なコンサート開催を計画しています。
日ごろから音楽活動をしてられる方、人前でパフォーマンスを披露したい方のお申込みをお待ちしています。

- 募集対象：西条市在住の個人または西条市在住の方が所属する団体やグループ等
- ジャンル：生演奏を基本とする音楽であればジャンルは問いません
- 応募方法：以下のどちらかの方法でお申込みください。
 - ・ 小松公民館設置の応募用紙に必要事項を記入
 - ・ 応募フォームにアクセスし、必要事項を入力

原爆死没者ならびに戦争で亡くなられた数多くの方々のご冥福と平和を祈念するための黙とうに、ご協力をお願いいたします。

● 広島平和記念日

8月6日(木)

午前8時15分から1分間

● ながさき平和の日

8月9日(日)

午前11時2分から1分間

● 戦没者を追悼し平和を祈念する日

8月15日(土)

正午から1分間

～西条市スポーツ健康課よりお知らせ～

● 「体力・運動能力測定会」を開催します ●

◎開催日時:8月29日(土) 8時30分～13時00分 ※最終受付12時30分

◎会場:西条市総合体育館(西条市ひうち1番地2)

◎対象:50～79歳の男女(令和8年4月1日時点)

◎内容:50～64歳 握力、上体起こし、長座体前屈、
反復横とび、立ち幅跳び、急歩
65～79歳 握力、上体起こし、長座体前屈、
開眼片足立ち、10m障害物歩行、
6分間歩行

◎定員:60名(先着)

◎申込締切:8月24日(月)

◎問合せ先:西条市スポーツ健康課(TEL0897-52-1255)

◎申込先:申込フォームまたは本庁スポーツ健康課、
西部支所福祉課、各サービスセンター、各公民館
※申込フォームは、申込書および西条市ホームページ
(組織でさがす→スポーツ健康課)に掲載しています。

◎備考:運動のできる服装でお越しください。

室内シューズ、飲料等をご持参ください。

<関連ワークショップ>

～郷土資料展示室から～ <企画展>

「生誕260年 伊予聖人近藤篤山～入門編」

「篤山先生」の人柄が伺える篤山旧邸襖の下張りから発見された書簡などを紹介。入門編としてお楽しみください。

・会期:開催中～9月23日(水)

・入場料:無料

・時間:10:00～18:00(郷土資料展示室は17時まで)

・場所:小松温芳図書館・郷土資料展示室

☎(0898)72-5634 小松町新屋敷甲 3007-1

・休館:月曜日



● 作ってみよう『からくりびょうぶ』●

屏風の構造を学びながら、篤山先生の「三戒の教え」を仕立てます。パタパタめくると4つの画面が出現! 作ってびっくりの体験してみませんか?

・対象:小学生～高校生(保護者同伴可)

・日時:8月18日(火) 10:30～12:00

・定員:8人 料金《無料》

・場所:小松温芳図書館

・申込:8月1日(土)10時～ ※先着順

・申込先:小松温芳図書館・郷土資料展示室

☎(0898)72-5634 小松町新屋敷甲 3007-1



『ぼくがラーメンたべてるとき』
作・絵:長谷川義史

ぼくがラーメンたべてるとき、となりでミケがあくびした。何気ない平和な瞬間、そのとき、同じこの空の下では…。大人も深く考えさせられる一冊。

ちょっと読んでみませんか

平和への思いを抱くおススメの本

by 小松温芳図書館長

『つる サダコの願い』

文:エリナー・コア 絵:エド・ヤング



広島平和記念公園にある原爆の子の像。そのモデルである佐々木禎子さんの実話が描かれた絵本。禎子さんや家族や友達の命への思いと平和への願いが込められた作品。

『女の子たち風船爆弾をつくる』
小林エリカ

～『第78回毎日出版文化賞』受賞作。～
太平洋戦争末期、女学生たちは秘密の兵器を製造するため、東京宝塚劇場に集められ…。意図せぬまま戦争の当事者とされていく少女たちの青春を描いた作品。



ふるさと 小松のまつり
令和8年度
小松町
ふるさと祭り
8月22日 土
時間 17:30～21:00
場所 小松町駅前通り
小雨決行(雨天順延無し)

<催し物>

★高校生吹奏楽部パレード

★毛槍・大名行列

★ゆかた祭り(浴衣・甚平でお越しの
先着300名様にバザー共通券を進呈)

★チャリティ納涼茶会 場所:商工会館2階

★うなぎつかみ取り他 イベント各種

★ダンス KOMATSU囃子

★宝投げ 20時半開始予定

★ビアガーデン・各種バザーetc.



お問い合わせ先

小松町ふるさと祭り実行委員会 (周桑商工会小松支所内) TEL:0898-72-2119

<http://www.shusou.or.jp/> ※詳細はホームページをご覧ください。

後援:西条市、(一社)西条市観光物産協会、周桑商工会、各種団体

★駐在さんのつぶやき

《生活道路の速度上限が60km/hから30km/hに大幅に引き下げられます》

今月は、あまり皆さんに知られていないと思われる交通ルールの変更点についてお知らせします。

新しいルールは、令和8年9月1日から開始されます。

内容は、皆さんの自宅周辺の生活道路、通学路などの狭い道路について、一律、法律上の速度上限が、これまでの最高時速60km/hから30km/hに大幅に引き下げられます。

対象となる道路は、中央線(センターライン)や中央分離帯が無く、標識等で速度上限が指定されていない道路で、住宅地のほとんどの路地や市道が対象となります。

これまでは、速度標識のない住宅街の道路は、60km/hで走っても違反ではありませんでしたが、9月以降は上限30km/hで、歩行者等に注意しながら、ゆっくり運転することが必須となります。

住民の方との会話の中で、開始日が近いにも関わらず、認知度が低いと感じたので、注意喚起として紹介させていただきます。

交通弱者である子どもたちや高齢者を守るため、安全運転の励行をよろしくお願いします。